

平成 2 9 年

高 松 市 教 育 委 員 会 2 月 定 例 会

会 議 録 (抄本)

2月23日(木)開会

2月23日(木)閉会

出席した教育長及び委員			
教 育 長	藤 本 泰 雄		
委 員	吉 澤 潔		
	藤 本 英 子		
	葛 西 優 子		
欠席した教育長及び委員			
	関 元 盛 夫		
説明のため会議に出席した者等			
教育局長	東 原 利 則		
教育局次長 総務課長事務取扱	森 田 素 子		
教育局次長 生涯学習課長事務取扱	西 川 典 生		
中央図書館長	内海 美由紀		
こども園運営課長	松 本 剛		
学校教育課長	久 保 朗		
保健体育課長	平 野 勝 也		
こども園運営課長補佐	有 馬 則 子		
文化財課長補佐	川 畑 聰		
文化財課長	小 川 賢		
総務課長補佐	楠 原 昌 能		
総務課長補佐 総務係長事務取扱	秋 山 博 昭		
会議録署名委員	吉 澤 潔		
事務局担当書記	牧 野 小 織		

【特記事項】 傍聴人なし

議 事 日 程（２月定例会）

- 日程第 1 議案第 3 号 平成 2 8 年度学校医等の感謝状贈呈について
- 日程第 2 議案第 4 号 高松市図書館条例施行規則の一部改正について
- 日程第 3 報告事項
- 1 平成 2 9 年第 1 回高松市議会定例会提出議案に対する意見の申出について
 - 2 高松市生涯学習市民意識アンケート調査結果の概要について
 - 3 高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画の取組状況について（高松市立檀浦幼稚園の休園について）
- 日程第 4 議案第 5 号 平成 2 8 年度高松市教育委員会表彰に係る優良卒業児童・生徒及び善行のあった園児・児童・生徒又はその団体の選定について
- 日程第 5 議案第 6 号 次期高松市生涯学習基本計画のあり方について
- 日程第 6 議案第 7 号 高松市の文化財指定について（諮問）
- 日程第 7 報告事項
- 4 新高松市子ども読書活動推進計画【改訂版】（案）について

【平成29年2月23日（木） 議 事 内 容】

午前9時30分 開会

教育長が、会議録の署名委員に吉澤委員を指名。

日程第1 議案第3号

議案第3号 「平成28年度学校医等の感謝状贈呈について」

保健体育課長から、多年にわたり職務に精励し、本市、学校保健の推進に寄与された方に対して、学校医等感謝状贈呈審査基準内規に基づき、感謝状を贈呈することについて説明。

<質疑>

(発言する者なし)

教育長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第2 議案第4号

議案第4号 「高松市図書館条例施行規則の一部改正について」

中央図書館長から、高松市夢みらい図書館の休館日を高松市子ども未来館の休館日に合わせる等のため、高松市図書館条例施行規則を一部改正することについて説明。

<質疑>

- 教育長 従来、図書館は毎月、土曜・日曜・祝日以外の月末を休館日として資料整理日を設けていましたが、こども未来館の開館日に合わせて図書館を開館することにしたため、夢みらい図書館の月末の資料整理日を設けないことにしたということです。
- 委員 もともとあった資料整理はいつ行うようになるのですか。
- 中央図書館長 資料整理は、休館日である毎週火曜日や平日の時間を工夫して行っています。
- 委員 可能なのですか。
- 中央図書館長 はい。

教育長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第3 報告事項

報告事項1 「平成29年第1回高松市議会定例会提出議案に対する意見の申出について」

教育局長から、平成29年度教育委員会関係当初予算の概要について説明し、教育局次長から、市長より意見聴取のあった平成29年第1回高松市議会提出議案に対する意見について、教育長の代決により「意見は特になし」旨で回答したことについて報告。

<質疑>

- 委員 特別支援教育支援員配置事業では、特別な支援が必要な児童生徒に対し、学校生活上の介助を行う支援員を配置とありますが、支援員は何か資格が必要ですか。
- 教育長 特別支援教育支援員、サポーター、ハートアドバイザーについても特別な資格は求めています。
- 委員 学校によっては重篤な病気のお子さんがある場合がありますが、そういう学校においても看護師などの資格がある方は配置していないのですか。
- 教育長 基本的には学級担任が対応するので、支援員はその学級担任の補助をします。

現在支援員になっている方は、教員免許や様々な資格を持っている方はいらっしゃいますが、採用する際の条件とはしていないのが現状です。

- 委員 重い症状の子どもの入学が増えているようですね。
- 教育長 予算が厳しい中、支援員65人、サポーター44人の配置を確保できました。他の市町と比較しましてもこれだけの人数を配置しているところはありません。
- 教育局长 もう少し拡充したいところがあって、教育委員会としては増員要望を行ってはいるのですが、なんとか現状維持ができるくらいの全体的な財政状況ですので、維持できたことにはほっとしています。支援員などいろいろな形で学校現場に入っている方について非常に助かっているという現場からの声が大きいものですから、国や県が新たに制度を設け、代わりの方が入れるという状況になるのであれば、市単独の支援の見直しということも必要となるかもしれませんが、現状からすると本市としては現状維持をしていかなければならないと思っています。
- 学校教育課長 人材の確保に困っている部分がありまして、特別支援教育の資格というわけではありませんが、学校教育に情熱を持っている方に子どもと接する中でやってもらっています。学校教育課では、支援員やサポーターに現状を伝えたり、ソーシャルトレーニングを行うなどの研修を行っています。
- 委員 いろいろとサポートをしていただいているので、学校も助かっていると思うのですが、気になっているのは、重篤な障害を持っているお子さんが入学されているので、そういう子どもの対処についてです。学校も大変ですし、支援する人も片時も目が離せないような状況の子どもがいるということなので、そういう子どもの支援についてお聞きしたいです。
- 委員 特別支援についてですが、特別支援学校と普通の学校での特別な支援を要するお子さんへの対処や教育について、どういった点が大きく違うかという点についての理解が不十分でして、重度の障害のあるお子さんが小学校に入学するにあたって、当然障害があるわけですから先生方とお話しして、どちらの学校を選択するかということだと思のですが、どういったサポートが通常の学校でできるか、引き受けるということは何かがあった場合学校に責任が生じてきますし、具体的にどういった話し合いがされているのか知りたいです。
- 課長 就学判定を行っており、特別支援学校相当と特別支援学級相当、通常の3つ

に判定します。ただ、保護者の意向を最大限尊重するようになっていまして、例えば特別支援学校相当という判定が出ている子どもさんに対しても、保護者がどうしても地元の学校に通わせたいという要望が強ければ、学校ができることについて話をした上で、地元の学校の特別支援学級に入っているという例もあります。

その場合に委員さんがおっしゃるように責任も出てきますので、学校はここは出来かねるという話をしながら、例えば保護者が私の方でこういうことはしますという話をした上で支援学級に受け入れるということが現実にはあります。支援学級相当の方が普通学級に通うこともあります。

- 教 育 長 判定する時には医師もいますか。
- 学校教育課長 医師もいますし、特別支援教育の専門の者、教員の中で特別支援教育に携わっている者等で判定します。
- 委 員 判定としては、就学前の健康診断のようなものと幼稚園や保育所からの資料で判断するということですね。
- 教 育 長 現状では、小学校は地元の学校で過ごして、中学校の時に特別支援学校に入ることが多いです。やはり小学校の時には地域の一員として育てたいという保護者の希望がありますから、特別支援学校相当という判定が出ても、特別支援学級で、ということを目指す保護者が多いです。
- 委 員 中学校では重度のお子さんは少ないということですね。
- 学校教育課長 はい、そうです。
- 委 員 介護の専門の方とか看護師経験のある方を配置するのは難しいかもしれませんが、重篤なお子さんの場合、学校がここまでは見ますと言っても急に何か起きた時は大変ですので、今年度予算では無理でも来年度には重篤なお子さんに対しても資格を持った方を支援員としてお迎えすることを検討していただきたいです。
- 教 育 長 従前からそういうご希望はあります。最終的には保護者の判断にはなりますものの、制度としては特別支援学校がありますという話になります。特別支援学級でそこまでのことができるのか、難しいところです。
- 委 員 もしものことがあっても資格があるからその人ができるとは限りません。状況がそれぞれですから、配置しているからいいというわけでもありません。異変を察知して病院へ行くことが大切で、そういう危険性がある人は残念ですが一般の子ども

と一緒に生活することは避けないと、一般の子どもに対しての影響もあると思います。

- 委員 支援員として資格がある方をお願いしたとしても、委員さんがおっしゃるようにその方が責任を負うわけではないですね。ただ、その話をするのは、保護者の気持ちは理解できますし、難しいですね。
- 委員 保護者が一緒に学校に行っていることはありますか。
- 学校教育課長 あります。
- 委員 保護者が一番分かっておられますからね。
- 教育長 最終的には学校でできることははっきりと保護者にも伝えて、保護者の方がどこまでできるか、ということで対応しています。
- 委員 通常の学校と特別支援学校との交流はありますか。
- 学校教育課長 しています。全部の学校というわけではありませんが、子ども達との交流も含めて行っています。

巡回相談という形で特別支援学校の先生が地域の学校へ来て、子どもの様子を見て相談に乗ってくれるという活動も行っています。

特別支援学校の専門的な先生の御意見をいただきながら、普通学級の中で、特別支援学級の中での子どもの接し方の注意すべき点についての指導を受けるということも行っています。

- 教育長 学校教育課長からも説明したように、教員は特別支援学校の専門的な教員の派遣を要請すれば来ていただいて、子どもの様子を見て適切な学校での対応方針についても御指導いただけるシステムにはなっています。
- 委員 重度の障がいのある子どもと接する機会があまり無いため、理解が乏しくなっていると思います。

社会全体で交流していくことにより、例えば自分の子どもに障がいがあった時に特別支援学校相当だが普通学校に入れたいという気持ちがそれほど強くなるのではないのでしょうか。本当に子どもに必要であれば、特別支援学校でいい、他にも様々な交流の仕方があるというふうを受け入れられるのではないかと思います。

先天的な障がいを持ったお子さんもいれば、後天的に障がいを持つようになった方もいます。いつでも自分もそうなり得るし、助けが必要になるということ、交流を通して学んでいく機会がいただけないかという気持ちはあります。

- 教 育 長 特別支援学校の近隣の学校では交流をできますが、距離があるところでは大変ですが、可能な範囲で、国語や算数は難しいところがありますが、音楽や体育では交流学級を決めておいて、そこに入って一緒に授業をすることもあります。みんながいろいろな学校で学ぶということはインクルーシブの方向で大事だと思います。
- 委 員 英語教育推進事業で、語学指導等を行う外国青年招致事業と英語指導補助員の配置で70人の予算がついていますが、外国青年はどのようなルートで入ってくるのですか。
- 学校教育課長 ALTは国のJETプログラムにより受け入れています。本市の方から地域などの希望を出しています。
英語指導補助員は別で、地域で英語が堪能な方に来ていただいて、学級担任とともに小学校の英語に携わっていただいています。
- 委 員 ALTがこの間、差別発言をしたということがありましたね。ALTは国が要請しているのですか。
- 学校教育課長 国のシステムの中で招いている青年ということです。
- 委 員 本市に22人ということは全国では相当な人数がいるのですね。これは住居といったものまで援助するのですか。
- 学校教育課長 全額ではありませんが、こちらで負担しています。
- 教 育 長 この人達が1日英語生活体験教室の開催で、少年自然の家でいろいろとお世話をしてくれて活躍してくれています。
- 学校教育課長 ALTにつきましては、日本での生活面も含めて担当の指導主事が支援とともに指導も行っています。
- 委 員 就学援助事業で、事前に支給というのはありがたいと思いますが、制服代にも非常に苦慮されている方も多くいらっしゃいまして、どういったところにお話をしに行けばよろしいのでしょうか。
- 学校教育課長 学校に言っていただければよろしいのですが、この制度は小学校で既に就学援助を受けている者が中学生になる際、今までは再度中学校で認定をしていましたが、その場合は支給が5月になってしまうのですが、小学校で受けていた人は継続することを前提として、前倒しして支給させていただくというものです。ですから、小学校で相談していただけたらと思います。

- 委 員 小学校では受けていなかった人が中学校から受けた場合は、新たに審査が中学校の時に必要となるのですね。
学用品等とは具体的にはどのくらいの範囲のものまで支給されるのですか。
 - 学校教育課長 小学校、中学校で額は違いますが、学用品費、通学用品費という形で分けております。新入学児童生徒学用品費の中学校分が小学校認定のものについては早目に支給という形になっていきます。
 - 教 育 長 金額については決まっていますが、何を購入するかは任せているのですね。
 - 学校教育課長 特に決まっていません。
 - 教 育 長 新入学児童生徒の学用品を買うよう、任せているのですね。
 - 学校教育課長 そうですね。そのあたりは信じております。
 - 委 員 中学校から新規で審査が下りた方は学用品費を後からでももらえるのですか。
 - 学校教育課長 学用品費はもらえるのですが、新入学児童生徒学用品費については4月認定者のみ対象となります。
 - 教 育 長 これまでは4月に入学してから認定して、5月に支給していましたが、このことは引き続いてあるのですか。
 - 学校教育課長 新規のものはあります。
 - 委 員 給食センターの整備事業ですが、先日、多肥小学校に先日行ったときに生徒数が多くて大変な状況だと聞きました。第2学校給食センターが出来るということで、他にも生徒数の増加により調理能力がひっ迫しているところが増えてきていると思いますが、次の給食センターの建設などの予定があるのでしょうか。
 - 保健体育課長 基本的にはセンター方式で整備することとしておりますが、(第2学校給食センター以外で) 現在決定しているところはありません。
 - 委 員 現在の調理場ではまかなえないところもあるようですので、ほかの学校との配分などを変えたりということはあるのでしょうか。
 - 保健体育課長 実際にそうしないとやっていけない学校もありまして、現在は龍雲中学校に多肥小学校と中央小学校から提供しています。
-

報告事項2 「高松市生涯学習市民意識アンケート調査結果の概要について」

教育局次長から、高松市生涯学習市民意識アンケート調査結果の概要について説明。

<質疑>

- 委 員 生涯学習というのは高松市が主催して行っているものとか、何か定義があるのですか。
- 教育局次長 一般的な生涯学習ですから自ら主体的に生きがいなどのために行っているという定義で行っているものです。
- 委 員 別に市が主催しているものではなくて、市民公開講座や病院や会社など様々なところが行っていることも含めて、自分が参加したことを生涯学習と認識すればそれでいいということなのですね。
- 教育局次長 そうです。
- 教 育 長 この結果を課長が申しましたとおり、細かな集計、分析を行って後日報告があるということですね。
- 教育局次長 はい。
- 委 員 我々医師免許を持っている者には、生涯学習というのは日本医師会で義務付けられておりまして、1年間に何ポイントか取らなくてはならないのです。罰則はないのですが。カードを渡されまして、生涯学習に認定されている講義があり、カテゴリ分類や1演題で1ポイント、1時間で1ポイントなどの細かいルールもありまして、認定されている講座へ行きますと、ICのポイント受付の機械があって、年末には獲得したポイントの賞状がもらえます。
- 委 員 例えばどんなどころに行けば獲得できるのですか。
- 委 員 ほとんどは医師会などが主催する講演会やグループワークなどの勉強会です。例えば高松赤十字病院が講演会を開催することになると、県の医師会に行っても内容を審査してもらって生涯教育講座に認定してもらい、ポスターに認定されていることを記載すると受講者が集まるわけです。
ですからこれを市民版にして、市民の生涯学習講座の出席ポイントを貯められるようにして、ポイントが貯まると記念品を渡すなどすると確実に増えてくると思いま

すね。

- 委員 これは全国ですか。
- 委員 日本医師会ですから全国です。
- 教育長 教員の研修にも取り入れられるかもしれませんね。

報告事項3 「高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画の取組状況について（高松市立檀浦幼稚園の休園について）」

こども園運営課長から、平成32年度に認定こども園に移行の予定である檀浦幼稚園について、園児の急激な減少により平成29年度から休園とすることについて説明。

<質疑>

(発言する者なし)

教育長が日程第4 議案第5号、日程第5 議案第6号、日程第6 議案第7号、日程第7 報告事項4について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議は公開しないことを各委員に諮り、非公開とすることに決する。

日程第4 議案第5号

議案第5号 「平成28年度高松市教育委員会表彰に係る優良卒業児童・生徒及び善行のあった園児・児童・生徒又はその団体の選定について」

<非公開審議、内容不記載>

日程第5 議案第6号

議案第6号 「次期高松市生涯学習基本計画のあり方について」

<非公開審議、内容不記載>

日程第6 議案第7号

議案第7号 「高松市の文化財指定について（諮問）」

<非公開審議、内容不記載>

日程第7 報告事項4

報告事項4 「新高松市子ども読書活動推進計画【改訂版】（案）について」

<非公開審議、内容不記載>

午前11時36分 閉会

議決事項

「平成28年度学校医等の感謝状贈呈について」

「高松市図書館条例施行規則の一部改正について」

「平成28年度高松市教育委員会表彰に係る優良卒業児童・生徒及び善行のあった園児・児童・生徒又はその団体の選定について」

「次期高松市生涯学習基本計画のあり方について」

「高松市の文化財指定について（諮問）」

署名委員

書 記